

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 広島県  
（氏名） A

上記被審人に対する平成25年度（判）第1号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官松葉知久、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金79万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年7月24日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年5月23日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別紙)

1 課徴金に係る法 178 条 1 項各号に掲げる事実

法 178 条 1 項 16 号に該当

被審人は、平成 23 年 6 月下旬頃、株式会社ヤマダ電機（以下「ヤマダ電機」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、ヤマダ電機の業務執行を決定する機関が、大阪市北区天満橋一丁目 8 番 30 号に本店を置き、建設工事一切の設計、施工等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されているエス・バイ・エル株式会社（以下「エス・バイ・エル」という。）の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成 23 年 8 月 13 日より前の同年 7 月 4 日、B 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、エス・バイ・エルの株式 1 万 5 0 0 0 株を買付価額 99 万円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法 175 条 2 項 2 号、167 条 3 項、1 項 1 号、176 条 2 項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法 175 条 2 項 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後 2 週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(119 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株}) - (66 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株}) = 795,000 \text{ 円}$$

(2) 法 176 条 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、790,000 円となる。